

岡情審査第2403号

平成22年 2月 5日

岡山市長 高谷茂男様

岡山市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 山口和



岡山市情報公開条例第16条の規定に基づく諮問について（答申）

平成20年9月9日付け岡西支総第387号による下記の諮問について次のとおり答申します。

記

平成20年2月5日、岡山市西大寺支所総務課において「警察呼んで」「写真撮って」と対応した事案に関する当初の記録すべて（以下「本件公文書」という。）の開示請求に対して、非開示とした決定に対する異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）についての諮問

## 第1. 審査会の結論

本件公文書に関して、岡山市長（以下「実施機関」という。）が行った非開示決定処分は妥当であるから、本件異議申立ては棄却されるべきである。

## 第2. 異議申立て及び諮問の経緯

- 1 本件異議申立人（以下「申立人」という。）は、平成20年8月14日、実施機関に対し、岡山市情報公開条例（平成12年市条例第33号。以下「条例」という。）第3条第1項の規定に基づいて本件公文書の開示請求を行った。
- 2 それに対して、実施機関は、同年8月28日付けで、本件公文書について、文書は作成しておらず、写真についてはデータを消去したため、ともに保有しておらず、不存在を理由として非開示決定処分を行った。
- 3 上記決定を受けた申立人は、実施機関に対し、同年9月4日付けで、非開示決定処分を取り消して開示すべきであるとして本件異議申立てを行った。
- 4 それに対して、実施機関は、同年9月9日、本件異議申立ての取扱いについて、条例第16条の規定に基づき、当審査会に本件諮問を行った。

## 第3. 申立人及び実施機関の主張の要旨

申立人及び実施機関の主張の要旨は、次のとおりである。

### 1 申立人の主張要旨

本件は、岡山市西大寺支所（以下「支所」という。）に警察を呼び、

写真も撮ったものであるから、「文書も写真も存在してしかるべき」ものである。したがって、非開示決定処分を取り消して、保有しているはずの文書を開示すべきである。

## 2 実施機関の主張要旨

- (1) 平成20年2月5日の事案については、当初から記録文書は作成していない。それまでにも何回も申立人からは電話があったり来庁したりして交渉があり、そうしたことから記録文書は作成していなかったものである。
- (2) 写真については、平成19年5月の末ごろに申立人が支所に来庁した際に警察を呼んだことがあり、その時の警察からの助言もあって、デジタルカメラで撮影したが、その後物品の損害もないことから被害届を提出しないことにしたので、必要がなくなったためデータを消去した。
- (3) したがって、記録文書も写真も存在しない。

## 第4. 審査会の判断

実施機関と申立人との間における本件の争点をめぐる諸問題に関し、当審査会は、以下のとおり判断する。

### 1 本件公文書について

本件公文書が、平成20年2月5日に申立人が支所を訪れた際、支所職員が警察を呼んだ事案に関して、それを記録した文書（以下「記録文書」という。）及びその際撮影した写真であることについて、実施機関と申立人の間に争いはない。

### 2 本件公文書のうち記録文書について

本件事案が支所に警察を呼ぶという特異な事案であって、実施機関からの聞取り（事情聴取）によると、それまでも申立人に関して警察を呼んだことがあるとのことであるが、実施機関は、上司への報告も関係機関への連絡もともに口頭で行ったと主張している。

### 3 本件公文書のうち写真について

(1) 実施機関は、本件事案について器物損壊、暴行、傷害の被害届提出に備えるためにデジタルカメラで写真を撮影したことは認めている。

(2) この写真についても、後日に記録を残すため、申立人が指摘するように、保存しておくことが考えられるが、実施機関は、物品に損害はなく、被害届を提出しないことにしたため、後日デジタルカメラのデータを消去したというのである。

4 審査会は、本件公文書（記録文書及び写真）の存否について慎重に調査・審議したが、不存在という実施機関の主張を疑わせ、あるいは否定する事実は、実施機関からの聞取り（事情聴取）からも、また、申立人の意見書及び補充意見書からも、認定することができなかった。

5 以上のことから、本件公文書については、記録文書も写真も存在していないと判断せざるを得ない。したがって、文書不存在を理由としてこれを非開示とした実施機関の本件処分は、妥当であるといわざるを得ない。

### 6 結論

以上の理由により、当審査会は、「第1. 審査会の結論」のとおり判断するものである。

## 第5. 付帯意見

本件においては、本件公文書のうち記録文書は作成されておらず、写真は、撮影されたがその後データが消去されたため、いずれも存在していない。したがって、文書不存在を理由として非開示とした実施機関の本件処分が妥当であるといわざるを得ないことは以上に述べたとおりである。

しかし、本件事案が支所に警察を呼び、また、器物損壊、暴行、傷害の被害届提出に備えるために写真撮影もするという特異な事案であり、しかも継続的にこうした行為が行われてきていたというのであれば、今後の対応を考えても、上司への口頭での報告のみで済ませるのではなく、事実を記録した文書（写真を含む）を作成・保存するとともに、関係機関への連絡も文書によって行うよう改善することが望ましいと考える。

## 第6. 審査会の処理経過

当審査会における処理経過は次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成20年 9月 9日	諮問書の收受
平成20年 9月16日	実施機関側意見書の收受
平成20年 9月29日	審 議
平成20年10月 7日	申立人側意見書の收受
平成20年10月20日	審 議
平成20年11月 4日	申立人側補充意見書の收受
平成20年11月 5日	申立人側補充意見書の收受
平成20年11月17日	審 議
平成20年12月15日	審 議
平成21年 1月19日	実施機関側事情聴取及び審議
平成21年 2月23日	審 議
平成21年 3月30日	審 議
平成22年 1月18日	審 議
平成22年 2月 5日	答 申